

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、高松市鶴尾土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

令和7年9月12日

香川県知事 池 田 豊 人

1 退任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	片山 久男	高松市勅使町1381番地 1	令和7年8月9日
〃	植松 和俊	高松市紙町538番地 1	〃
〃	飯間 和明	高松市田村町439番地	〃
〃	吉村 繁三郎	高松市上天神町466番地 1	〃
〃	松本 芳博	高松市三条町151番地	〃
監 事	片山 康雄	高松市西春日町1257番地	〃
〃	黒川 忠昭	高松市三条町340番地	〃
〃	尾崎 一典	高松市紙町529番地	〃

2 就任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	片山 久男	高松市勅使町1381番地 1	令和7年8月10日
〃	尾崎 一典	高松市紙町529番地	〃
〃	飯間 和明	高松市田村町439番地	〃
〃	吉村 勉	高松市上天神町464番地 1	〃
〃	松本 芳博	高松市三条町151番地	〃
監 事	片山 康雄	高松市西春日町1257番地	〃
〃	谷本 正則	高松市成合町1435番地 1	〃
〃	松本 正博	高松市三条町150番地	〃